

研究運営委員会（委員五十音順）

委員長 松村 秀一

委員 内田 青蔵, 木下 勇, 田辺 新一,

檜谷 美恵子, 森本 信明

総評

本年度の研究論文集には、18編の論文を掲載した。掲載を予定していた2011年度研究助成16件の内今回掲載したものは15編である。2011年度の研究助成で本論文集に掲載されなかった1件は、主査からの期間延長申請があり、研究運営委員会で認めたものである。なお、2010年度以前の研究助成対象で、論文提出を求めているものが7件あったが、4件が提出され、内3編が掲載された。残りのものについては延期を承認済み又は、未提出のものである。様々な理由があるにせよ、研究助成に対して成果を発表することは、研究者としての責務である。研究助成を受ける研究者はもちろん、数多くの応募者の中から助成対象者を選出する私共運営委員も含め、このことを再度強く意識する必要がある。

さて、研究運営委員会では、提出論文に対して評価を行っている。これは学会の論文では査読に当たるもので、本研究では助成の初期から採用されてきた仕組みである。一般に査読内容は公表されないことが多いが、この研究論文集では研究評を掲載してきた。住総研の研究論文が高い評価を得ているのは、この仕組みのおかげであり、多くの大学では審査付き論文として扱われている。

ここで研究評が掲載されるまでの過程を簡単に紹介しておきたい。掲載された論文は事前に運営委員全員に送付され、各委員が査読するとともに、主担当委員が研究評の原案を作成し、副担当委員がコメントを寄せる。研究運営委員会の席上では、1編ごとに主担当委員から研究評の原案が説明され、副担当委員からのコメントの追加の後、全運営委員で内容を議論する。その上で研究論文集に掲載される論文が決定されるが、完成度が低い論文については、その理由を主査に示し、再提出を要請することもある。本年度はこれに該当する論文が4編あり、1編の再延期以外は、いずれも修正論文の提出があり、再審査の上本号に掲載している。

なお、研究運営委員会からの研究評は、掲載前に各主査に送付される。主査は、研究評とコメントに応じて、論文の補筆や部分的な修正を行うこともある。また、主査からの異議申し立てを受け付け、研究運営委員会が研究評を修正することもある。

以上の手順を経て、研究論文集が発行された。住総研の研究論文集は今回で第39号となる。近年の収録論文数は、第36号が36件であったが、その後、2011年7月の法人移行に伴う助成額の削減により、第37号25件、第38号22件と大幅に減少し、本号は更に減じて18件となった。これは助成総額が抑制されたことの反映である。応募件数自体は、この間103件（採択率33%）、107件（同22%）、126件（同19%）、90件（同18%）と推移しており、今回の論文は非常に高い競争率をクリアした研究課題であった。2011年度は、住総研の活動費全体が絞られる中で効果的に成果をあげるべく年間活動テーマを設定することになり、研究助成においてもそれに沿った重点テーマを掲げた。今回の重点テーマ『住まい』の延長

上にリアルな『地域』を描く』に対応した研究課題は5件である。

助成総額の抑制は、公益法人改革等の影響を受けてのもので、2011年度は1件100万円（2010年までは200万円）を限度とすることになったが、提出論文は昨年までと同様、一定の水準に達しているものが多かった。2011年度は、募集締め切り後に東日本大震災という大きな出来事があり、研究内容を少し変更すれば震災復興に資すると判断される研究申請については、研究テーマの一部変更の要望とともに採択した研究が複数あったが、これらについても、時間と研究費の制約の中で一定の水準以上の成果が上げられていた。ただ、全体を通して見ると、助成選定時の期待を上回る成果で研究運営委員を感心させる研究は少なかった。

ところで、住総研の研究助成が住生活に関する広い分野に定着してきたことの表れとして、今回の研究成果の中には、法学、看護学、その他の分野の専門家によるものも複数あり、また住生活の向上に資する新たな制度や仕組みの提案に主眼を置いた実践的な研究もあった。これらについては、研究成果の表現形式として従来の研究論文という形式が唯一のものではなく、他に適切な表現形式や社会還元の方法があり得ると考えられるものが含まれている。この点について、研究運営委員会で結論を得るには至っていないが、幅広く多様な研究活動を通じて住生活の向上に貢献するという住総研の本旨に照らせば、助成を受けた研究者とともに、成果の客観性や論理性に十分留意しながらも、研究の内容に相応しい成果の表現形式を検討、提示することも重要な課題であろう。特に、住総研がシンポジウム等の社会的な啓発活動にも注力していることを考え合わせると、この課題に対する取組みは、住総研独自の存在意義を高めるものとして期待できる。

そうした観点で、2012年度は重点テーマに関わる連続シンポジウムの中で、今回掲載した重点テーマ研究の主査をパネリストに加える方法を試みた。この研究は、優れた研究成果として研究運営委員会が選定した研究選奨3編の一つである。なお、研究選奨に選ばれた下記の研究の内容は、2013年度の研究助成者を対象に開催されるキックオフミーティング（6月）で発表の予定である。

〈研究選奨〉

No.1102 主査 福田由美子

小学校存続活動を契機とした持続的居住支援システムに関する研究

No.1109 主査 浅野伸子

明治後期から昭和期までの村川堅固邸及び別荘に関する調査研究 —村川家の遺構と史料からみた近代都市中流知識層の住生活の実態—

No.1113 主査 田中正人

社会関係の維持を可能にする集落空間再編の条件 —南海・東南海地震による激甚被害が想定される沿岸集落の事例研究—

異世代間シェア居住の可能性

—アメリカの事例に見る住宅を活用したコミュニティ形成に関する考察—

高齢化の進展に伴い、独居高齢者が急増している。また高齢者に限らず、あらゆる年齢層で家族を形成しない単身者が増加しており、戦後、家族の生活の器として認識され、また計画されてきた住宅のあり方が問い直されている。本研究が対象とする非血縁者によるホームシェアは、こうした中で注目される住まい方の1つである。

調査は、シェア居住を支援するNPOが存在するアメリカ、カリフォルニア州の郊外住宅地で実施され、19事例を対象にした詳細な平面調査、インタビュー調査から、物理的空間と認識的空間に着目した分析が展開される。まず、対象住宅の空間特性に関する分析では、マスターベッドルームを持つ間取りやバスルームの複数化、ADU等、調査地の住宅特性と結びつく部屋の独立性の段階性が指摘され、リビングアクセス型の間取りがオーナーと入居者の相互認識を誘発する一方で、リビングキッチンにより食事空間を分離できるなど、オーナー、入居者が生活ベースを維持しやすい空間条件の重要性が示唆されている。これらの知見はそれ自体興味深いのが、空間特性に対する居住者の評価は、居住者属性や居住者間の関係性等にも影響されると予想され、こうした点を含んだ考察が展開されれば、いっそう説得的であったと思われる。

本研究の問題意識に照らせば、居住者間の交流を誘発する空間構成や、「家族が住んでいた」ことが居住者間の関係性に及ぼす影響を分析、考察することが重要であったはずである。しかしながら、「認識空間の考察」は短い会話や挨拶が生まれる距離の確認を通じて、住宅地における近隣関係との相似性を強調するにとどまり、住宅活用により生まれる「つながり(コミュニティ)」の特徴や、「家族が住んだオーナーの家でのシェア居住の意味」には及んでいない。

高齢者が所有する住宅での異世代間のシェア居住に着目して構想された研究であるが、分析では必ずしもそこに焦点があてられていない。高齢者が比較的広い持ち家に居住しているという住宅事情や在宅福祉が目指されているという状況に照らせば、こうした住まい方の日本への適用可能性について、さらなる分析、考察が望まれる。今後の展開に期待したい。

小学校存続活動を契機とした持続的居住支援システムに関する研究

人口の減少と少子高齢化の進行は日本社会のあり方のすべてに多大な影響を及ぼす現象であり、今日の住環境に関する研究の多くがこのことに関係したものになっているのは必然と言える。そうした中で、国内のそれぞれの地域に着目した時、その地域の中で人口の減少や少子高齢化の進行を防ぐ或いは遅らせる具体的な方策の立案と実践が喫緊の課題として意識される。一つの有力の方策は、その地域の人口を流入超過状態にすること、しかも比較的若年層の流入を促すことにある。具体的には、他地域に住む子育て世帯等にとって魅力的な住環境を用意し、それらの世帯の移住を促すことが、各地で試みられている。

本論文の著者たちの問題意識はこのことに関連し、子育て世帯の移住を促すには、教育機関としての小学校の存続が死活問題になるというものであり、この点に独自性がある。本研究では、明確にそうした認識を持って活動する地域の民間組織の先進的な取組みの実態と効果を明らかにしており、この成果は他地域での今後の取組みにとって有益な経験の整理として評価できる。

ここで明らかになった取組みを一言で言えば、小学校が存在している内に小学校に通う年代の子供を持つ世帯に移住してもらえる住宅の安価な提供と、見知らぬ地域での生活に安心感を与えるサービスの提供である。住宅の安価な提供や生活サービスの提供は、容易に想像のつく取組みであり、また小学校の存続云々とは無関係にも過疎対策として取組まれているものだが、小学校の存続を意識することで地域住民の自発的な行動が組織化されている点に、今回の調査対象の興味深さがある。とすれば、小学校を核とした当該地域の教育環境の独自性や、筆者らも述べている生活空間としての小学校区の住民にとっての意味等についても検討する必要があるが、この点については今後の研究の展開に期待したい。

我孫子マンションエリアを「21世紀型地縁社会」創出モデルに

—縄張り越えたマンションリーダーたちの活動を支援する実践研究—

我孫子市における工場跡地の再開発で建設された大規模マンションは豊富な共用施設と事業者が初動期にコミュニティ支援を行い、住民の自治活動はじめコミュニティの活動のスムーズな展開をはかった点に特色がある。本研究は居住者へのアンケート調査とヒアリング、そしてマンションリーダーへのヒアリングによって、共用施設の利用状況、組織運営体制や活動状況、マンション内外のコミュニケーション、マンション間の連携等の状況を明らかにした。その点についての実証的な調査結果がよく示されている。特に興味深い点は自治会や居住者会という運営組織体制の形成と活動である。大規模マンションにおけるソフト活動の可能性を示し、その支援をどのように行なったらよいかを考えるよい参考例を示している。

この研究は2004年に実施した調査からの継続的な研究に位置づく。その時系列に本研究助成の研究の位置づけも明示されている。そういう意味では研究者が地域と付き合いながらの実践的研究の一つのスタイルを見せている。被調査者に調査者が調査結果を示し、その反応から方向性や課題を共有して、次の調査に展開するというアクションリサーチの方法がここでは実践研究ととらえていて、その時間をかけて得られる信頼関係が研究の共同体制の構築となることを示している。

ただし、表題にある「21世紀型地縁社会」創出モデルという言葉にある「21世紀型」という用語は科学的論文としては馴染みにくいとかやっかいな言葉であろう。「オープンマインド」なコミュニティ形成活動を「21世紀型地縁社会」創出モデルとしていると明記されているが、「オープンマインド」も未だ文学的表現に留まる。その暗示するところでは、古い対抗概念が「クローズドマインド」なコミュニティ形成活動というようなもので、それは20世紀型の地縁社会とでも言うべきものなのか、気分としては理解できても、厳密には、なんらかの踏み込んだ概念整理があるともっと明確になったであろう。

在宅障害児・者の地域における入浴支援に関する研究—生活スタイルと入浴の質を考慮した入浴支援のあり方の検討—

住宅内で完結させようとしてきた在宅障害児・者の入浴という生活行為を地域に拡大して把握しようとするもので、研究目的は明確である。研究の方法としては在宅で生活する障害者（主に肢体不自由）の入浴について東京・神奈川・埼玉の施設を対象にアンケート調査が行われ、そのうち6事例の詳細調査がなされている。また荒川区で障害者に対する入浴サービスを行っている2つの障害者施設利用者15名に対するアンケート調査が行われており、在宅障害児の自宅での入浴実態と問題点が明らかにされたうえで、施設入浴サービスの効果も導きだしている。これに加えて東日本大震災の応急仮設住宅での障害者18名のアンケートと9名の訪問調査がなされ、仮設住まいにおいて浴室環境の不備や整備の限界から入浴が困難な障害者の状況が把握されている。

本研究に物足りなさがあるとすれば、「地域での入浴支援」という研究のキーワードに関わる内容についての掘り下げである。荒川区で行われている施設での入浴サービスについての調査からは、親や本人にとっての良い評価がひきだされており、施設入浴サービスの充実が求められているというまともな納得できる。

本研究では「地域での入浴支援」を施設入浴サービスのみと考えていたのではないと思われる。それゆえ当初計画にはなかった被災地での入浴支援の動きに注目したのであろう。しかしながら被災地での調査結果としては、いずれもよい事例は見出すことができなかつたようである。まとめで「地域で入浴を支援してゆくという考え方が必要であることもわかった」としているのも、今後の多様な地域支援のありかたに期待してのことであろう。施設での入浴サービスを含めた多様な障害者の入浴に対する地域による支援事例の新たな発掘がのぞまれる。

夏季に熱を溜め込まない江戸町人の空間設計手法の検討

—町屋敷の空間構成と緑が屋外生活空間の熱環境に及ぼす影響—

本研究は、現在の東京の気候特性を生かした空間設計手法の知見を得るための方法として、江戸時代後期の江戸町人地の町屋敷の空間構成と周辺に存在する緑が屋外生活空間の熱環境にどのような影響を及ぼしているのかを検討したものである。具体的には、沽券絵図から建物配置の明らかとなる南鍋町1・2丁目及び滝山町の江戸時代後期の町屋敷地の夏季表面温度部分布をシミュレーションにより再現し、続いて38の町屋敷毎にHIP（ヒートアイランドポテンシャル）を評価指標として算出し、表面から周辺大気への顕熱負荷の影響を検討したものである。その結果、低層高密度な江戸町人地では屋敷内の樹木よりも空地・明地の草地が日中の顕熱負荷の低減に大きく影響していること、また、町屋敷は熱をため込まず熱しやすく冷めやすい造りで熱帯夜形成の要因には成り難いという特徴を有していること、を指摘している。

江戸後期の町屋敷の建物および周辺の植栽を復元し、夏季表面温度部分布をシミュレーションにより再現するために、建築環境系の研究でありながら建築史研究やランドスケープ研究など他分野の研究成果を取り入れているなど意欲的な研究といえる。

ただ、江戸期の都市の状況を復元し、当時の熱環境を再現する本研究は興味深く、江戸の緑地の多くは武家屋敷や社寺に存在していたと思われるが、その点への言及がないのは惜まれる。また、再現された熱環境について現代との関係からどのような意味が読み取れるのかという点についても、一言論じるべきであろう。

水害リスクを考慮した土地利用コントロールの実態とその可能性

地球温暖化や太陽活動の変化等による気候変動は局地的な集中豪雨によって大きな被害をたびたび引き起こしている。これまで我が国の河川沿いの土地利用上のコントロールは開発圧力に屈して、脆弱なものであった。しかし人口減少に伴う開発圧力の低下は、たしかに本研究の言うように土地利用コントロールを通じて市街地の構造自体を水害に強いものへと転換していくことの可能性を示す。さらぬ東日本大震災における津波による甚大な被害、そして危惧される南海トラフ地震による津波被害の予想等、河川水害のみならず津波災害に対策が急務となっている。本研究は申請時には河川水害のみを対象にしていたが、申請後に東日本大震災が起こり、運営委員会側からの要望もあって、東日本大震災の被災地をも対象に加えたものである。

本研究は主に災害危険区域制度に着目してその運用実態を、該当の32自治体へアンケート調査を行い、その中で既成市街地をも対象としている宮崎市にてヒアリングによって明らかにした。その実態として積極的に展開している例はほとんど見られないという結果を得た。一方、東日本大震災の被災地においては、災害危険区域の指定が広く行なわれている実態を示した。ただし、この後者については、今後の研究課題として残されていると書いているが、データに基づく具体的な実態を示しているのではない点が残念である。

中国広州市城中村の空間構成と整備方策に関する研究

—中国広東省広州市を事例として—

中国における急激な都市化による大都市内に残る元農村集落の居住域の「城中村」について、法規制面、空間構成とその変化、住民意識について多角的にとらえた事例調査である。「城中村」についてここまで精緻に詳細に調査した研究は少なく、たいへん有意義な情報を伝える。あわせて中国の土地収用・管理に関する法規制とその推移等の急激な都市化に伴う制度の対応の情報は、日本とは全く異なる体制下における土地所有と利用の権利の調整についての基本的知識を具体的なケースで知ることができる情報提供となっている。そして制度が都市化をさらに誘引し、この城中村の形成ともなる相互の関係も示して、中国の都市化の実態の側面をあぶり出している点はたいへん読み物としても重厚で興味深いものとなっている。そして制度や空間の面をおさえて、配票調査によって住民の属性、定住意向はじめ意識、地域活動参加や交流、生活環境評価や住民の環境整備意向を調べて、全面的再開発ではなく修復型整備の必要性や有効性につなげている点は秀逸である。城中村が新旧住民の混在で、一つの地域の経営単位であるということからも、ぜひとも地元や当局に訴える継続的な取り組みが期待される。調査は日本での集落調査の方法を応用しているものと思われ、そういう意味でも正統な方法論の手堅い海外研究で中国にとっても貴重な資料を提供しているのではないだろうか。

近世末・近代の都市居住性に関する研究

—東京都墨田区民家の地域的特質と変遷を通して—

本研究は、東京都墨田区に現存する江戸末期から戦後に建設された9例の民家遺構の間取りを中心とした分析をもとに、これらが戦前期の住宅形式といわれる中廊下形住宅でも居間中心形住宅でもなく、台所の「奥」を深化させつつも、家庭の中心的な場とは一体化せずに独立した夫人の居場所としての空間を持つ「江戸期農家の土間・台所の縮小再編型」という特有の住居平面構成の住宅建築である可能性を検討したものである。言い換えれば、近代以降の傾向として述べられてきた住まいにおける女性の場をいち早く確立した住まいの存在を指摘することを目的としたもの、といえる。

研究目的やその内容は大変興味深く、その解釈には共感する部分もあるものの、全体的な読後の印象としては解釈論で留まり、その解釈を裏付ける根拠が明確には示されていないという印象を受けた。例えば、今回扱った9例の民家を「下級旗本住居の文化的影響を受けた」ものとして扱っているが、墨田区が下級旗本の住居が多く存在していたとはいえ、これらの農家が、そうした旗本住居の影響を受けているという根拠は何をもとにして述べているのであろうか。また、幕末期の「井関隆子日記」を基にした家族観およびプライバシーの時代的萌芽に関しても、一文を引くだけの説明では説得力が弱い。もっと「井関隆子日記」の詳細な分析を通して論じるべきではないか。台所の奥性分析では土間に関する考察があるが、表2-1で土間面積や土間部分縮小率などを算出しているのならば、こうした値を根拠として、「江戸期農家の土間・台所の縮小再編型」の存在を論じるべきではないかと思う。興味深い意欲的な内容であるゆえ、根拠の示し方をもう少し工夫すべきと思われる。その点が惜まれる。

明治後期から昭和期までの村川堅固邸及び別荘に関する調査研究
—村川家の遺構と史料からみた近代都市中流知識層の住生活の実態—

東京帝国大学教授であった村川堅固は自邸を建設した後、次々に3つの別荘を造っており、現在それらの建物が残り、さらに堅固の妻が遺した家計簿の記録と併せ、時代を追って詳細に分析できる条件があった。そこで村川家の遺構と自宅・別荘での生活を、時代背景とともにその展開を記録した点に本研究のオリジナリティがある。

研究の結果、1911年堅固が35歳の時に建設した自邸は近代に多くみられる中廊下型で和洋折衷の初期の例である。ただし子供室は確保されておらず、その理由は不明である。当初の平面・生活関連設備・庭などの様子と、その後の増改築・設備・庭の変化などが図面とともに丁寧に整理されている。

3つの別荘のうち勝浦は売却され明確ではない。我孫子は文化人の別荘地として有名なところであった。母屋は1921年に移築したもので、藁葺き屋根で、間取りは中下級の武家屋敷の平面に共通したものであった。その敷地内に1928年には板敷3室の新館が建築された。堅固は「朝鮮風」と言っていたらしいが、その理由は推測するしかない。藤沢市の鶴沼(クゲヌマ)は明治中期には上流層の海浜の別荘地となっていた。そこに1925年に母屋と付属屋を建設している。これらの別荘地は避暑とともに家族の和楽として利用されたようである。なるべく便利な場所で多目的に使うという利用法は大正期以降の中流知識層が求めたものとされている。

以上のように現地観察や資料整理をもとに、当時の住宅事情の中で、それぞれの建物の位置づけを試みており、一家族の住居史として面白い内容となっており、資料的価値も高い。ただし堅固が住宅に対する一貫した思想をもち、それを次々に実現しすることを通して自ら検証しているというものではない。自邸になぜ子供室を確保しなかったか、我孫子の別邸として「朝鮮風」が嗜好された理由は何かなどは不明のままである。堅固は1946年に他界しており、本人に聞くことができなかつたことが惜まれる。

東京都特別区における低質低家賃住宅の実態と社会住宅化の可能性

21世紀に入った段階での東京都特別区における低家賃住宅の実態を住宅の水準面や供給側の調査をするなど、多角的に把握したうえで、社会住宅化の可能性を検討しようとしたものである。ここで低家賃住宅とは東京都生活保護の住宅扶助基準額53,700円を参考に55,000円以下としている。調査・資料分析は次の5つで構成されている。

調査1：平成17年国勢調査と平成20年住宅土地統計調査を用い、前者を用いて町丁目単位での地域分布や世帯特性が明らかにされている。

調査2：SUUMOの家賃55,000円以下物件(15,438件)を対象に、住宅の水準と一部地域の目視調査による維持管理状況を判定し、修繕がされていないなどのC判定は少ない。

調査3：ホームレス地域生活移行支援事業対象514件の集計分析と目視調査を行うことにより、一般賃貸住宅市場では流通しにくい「非市場物件」の水準を明らかにしている。

調査4：日本地家主協会アンケート(351件/2,005件)により、家主の経営意向を整理している。(うち5例ヒアリング)
調査5：社会化可能性を検討するため、支援付きアパートとして利活用している4団体6事例の調査をしている。

これらの調査結果は、近年の東京都区部における低家賃住宅の実態を多角的に捉えたという点で高く評価できる。特に調査3については、興味深い結果となっている。

しかしながら採択時のコメントで指摘したように、「これら低質低家賃の民間賃貸住宅を社会住宅として活用しうるかどうかは、調査だけではでてこないと思われるので、社会住宅化の理論的枠組みを明確にして研究を進めていただきたい」という視点からみると、社会化の検討を行っている6章ではその先行事例としての支援事業のケーススタディにとどまっている。今回の調査結果をふまえた社会化の理論的枠組みについての議論が展開されることを期待したい。

No. 1111 主査 サキヤ ラタ
ネパールにおける共同的空間管理システムに関する研究
—仏教僧院を起源とする中庭型集住体を対象として—

本研究では中庭型集住体を「中庭とその中庭を囲む建物およびそれらの連担したもの」と定義し、パタン旧市街地の Monument Zone 内に位置する街区を対象に、自由に入出りできる中庭（表中庭）と個人の住宅からしか出入りできないプライバシーの高い中庭（裏中庭）を対象に、所有・利用・管理の実態を明らかにしたものである。対象となった表中庭は3例、裏中庭は28件である。

諸外国を対象とする研究では土地の所有形態の把握が難しいが、本研究ではネパールでの土地所有制度と登記プロセスなどを把握したうえで分析が進められている。またこれまで表中庭に着目して研究されてきたことに対して裏中庭も含めて調査がなされていることや、立ち入り調査が難しい裏中庭（共用通路に面しているのは1件のみ）について悉皆調査をし、その空間の利用・管理実態を明らかにしている点などは研究として大いに評価できる。

裏中庭についての結果を見ると、裏中庭の単独所有は28件中7件（3件はサンガ組織のみ、他4件は個人）、共同所有のうち18件は個人同士の共同所有となっていること。裏中庭の機能は環境調整に加えて配管・収納・生活・宗教などがあること。裏中庭に面しているが所有権をもたない住宅の裏中庭の利用は環境調整目的に限定されていることなどが明らかにされていることは興味深い。

まとめでは表中庭と裏中庭を所有・利用・管理の関係で3つのタイプに分けて分析され、裏中庭の多くは所有・利用・管理が同一であるタイプに属しているとして整理されている。ところが結論では中庭の管理として、所有・利用・管理の全てが異なるタイプに期待をよせているようである。

このように、まとめで表中庭と裏中庭を所有・利用・管理という軸で一括してタイプ分類しているため、結論はやや違和感が残る。共通通路との接続がほとんどみられない裏中庭の発生は、環境調整機能（我が国の町家の坪庭のように）が中心となっているようであり、その維持や管理の分析には所有者の利用・管理に対する意識調査・住み方調査を加えたうえで、表中庭とは別途分析するほうがよいように思われる。

No. 1112 主査 田村 誠邦
住宅遺産の継承を支える活動の構築について
—アーカイブとして近代住宅遺産を継承する仕組み—

本研究は、建設後40-50年だけでまだ十分に耐えうる住宅建築であり、現代の優れた住宅建築文化の基礎となった価値ある住宅建築が次々と姿を消していく中で、価値ある建物を「住宅遺産」と称して継承・有効利用していくための諸条件とその仕組みを提案することを目的としている。研究の手順は、住宅遺産リストを作成し、次に、継承の仕組みを、現在、その保存で揺れている吉村順三設計の園田邸を具体例として、保存の方策を具体的に検証しつつ事業化のための問題点を整理している。併せて、新たな保存のシステムを考えるシンポジウムを行い、その提案内容を基に、「住宅遺産」を残していく仕組みとして「仕組み（仮称住宅遺産トラスト）」を提案している。

研究テーマは、今日の緊急課題でもあり、その必要性も十分理解できる。ただ、論文として見た場合、いくつかの問題点が感じられる。例えば、「住宅遺産」の定義を明確にすべきであり、また、それに従った意味あるリストが用意されるべきと思われる。このリストは基礎研究としての基本であり、今後のより充実したリスト作成を期待したい。また、「住宅遺産」を継承するための仕組みとしての「住宅遺産トラスト」が提案されているが、内容的には、概念的なレベルでの提案であり、もう少し突っ込んだより具体性のある提案がほしかった。その点が残念である。

社会関係の維持を可能にする集落空間再編の条件
—南海・東南海地震による激甚被害が想定される沿岸集
落の事例研究—

東日本大震災以降、南海トラフ地震による津波被害が想定される中で、高台移転等の議論は被災地のみならず、広く海岸部に立地する居住地で湧き上がっている。そういう中で、筆者は阪神・淡路大震災の復興事例における居住者の移動、新潟県中越地震における集団移転等、集落の移転や居住者の移動による、居住者の生活の変化への影響や社会関係の変化などの移転に伴うリスクについて言及して来た。

そこで本研究では住民が自主的に高所移転をした和歌山県串本町の地区において、アンケートとインタビューによって自主的に移転した地区の居住者と移転せずに低平地居住者の属性や意識、考え方の違いを明らかにしたものである。その結果、移転に受容的な層は若年世帯、自営層、移転に否定的な層は単身等の小規模・高齢世帯、無就業層という明確な違いを明らかにし、移転誘導施策は若年層と高齢層を分割し、さらに移転しないで残った低平地の人口減少と高齢化を加速し、近隣の共助関係などこれらの層の人たちの生活の基盤となる社会的関係性をも切断する可能性がある点と警告している点は、他地域におけるこれからの論議に重要な示唆を与えるものである。

高齢者、無就業層など生活弱者に高台移転は困難な課題であることは東日本大震災の被災地の復興においても課題となっている点である面では既知のこととはいえ、実証的に示した価値は大きい。ただし、欲を言えば、調査結果と考察の間をつなぐ論理の道筋が省かれているようでもあり、そこには筆者のこれまでの経験からの知見も反映されているようである。冗長にならず、調査結果で得られた上に組み立てられる結論と、意見を分けて記述し、そしてさらにまた意見の部分としてではどうしたらよいかといった点に思い切って踏み込んでよかったかと思う。

認知症患者の住環境に関する研究
—日常生活における認知・行動からみた健常高齢者との
比較から—

高齢化の進展に伴い増大する認知症患者の在宅生活を支えるための支援を、居住空間にフォーカスして考察するという時宜を得た研究である。認知症患者とその家族、ケアマネージャーの協力を得て、直接的な調査が困難な対象にアプローチし、時間経過による症状の変化と居住空間の実態を捉え、そこから支援のあり方を考察しようとしている点は高く評価される。また、患者やその家族から聞き取った在宅生活の様子や、生活用品などのモノの配置、片付け方などから考察を深め、認知症を持つ高齢者に特有の思考の困難性や考えることの億劫さなどをもとに、患者の抱える困難に配慮した支援の必要性を指摘している点も興味深い。

しかしながら、全般に認知症患者の認知特性や精神状態に関するデータとその考察が主たる内容となっており、本研究の主題である居住空間については、その実態が判明するデータが乏しいうえに、断片的にしか示されていない。本研究では、「居住空間」を、「個人空間から家族空間までの小さな領域で見た生活領域」としている。けれども、表4～6に示されたデータは、主に在宅生活の様子や身体および精神状態に関する発話で、これらが何故、「居住空間の使い方について語られた部分」と捉えられたのか、わかりづらい。たとえば、発話の文脈や発話者の居住空間との対応関係を示すなど、分析結果の表現方法に工夫が必要であろう。同様に提示された写真も、患者の精神状態やこれと関連付けられたモノの配置等に限定されており、居室のしつらえや間取り、期間中のそれらの変化などをそこから窺い知ることはできないのは惜まれる。

難しいテーマに取り組んだ意欲的な研究であり、聞き取り調査結果や撮影データをもとに展開される丹念な考察は興味深いものの、導かれた提案や結論は概括的で、ややものたりない。「高齢者においては認知症を持つてからの環境変化は極力少なく」という提案を根拠づけるためにも、居住空間の特徴やその変化が対象者の生活に及ぼす影響を推察するための客観的なデータの拡充、分析を望みたい。

不動産信託及び定期借地権の普及方策の検討
—高齢者福祉・まちなか居住に資する住宅保有とは—

住宅に限らず建物が大量に余っている状況と、地価や家賃を押し上げる要因が少なくなっている状況を考え合わせると、建物の所有と利用を明確に分けて扱う具体的な方法が様々に工夫され実践されることは、これまで以上に重要性を増していると言える。

本論文の狙いは、所有と利用を明確に分けて扱うことで、自宅での生活をあきらめ、医療・介護等のサービスが容易に利用できる高齢者向け住宅等に移住する高齢者のそれまでの自宅を他の人に利用してもらい、或いは中心市街地等において土地所有者を変えずに、より時代に即した商業活動を行う空間利用者やまちなか居住を望む新たな居住者を迎え入れることを、より円滑に進めることにある。

所有と利用を明確に分けて扱う方法として、著者が着目しているのは、現在さほど活発に用いられていない不動産信託及び定期借地権である。本論文では、これら二つの方法が活発に用いられていないこととその原因に言及しながら、それらを活用することで高齢者の住替えや中心市街地の活性化に成功したと考えられる事例を収集し、関係者への詳細な聞き取り調査等によって、その具体的な適用方法、組織形態、障害事項等を明らかにしている。この成果は、今後不動産信託或いは定期借地権を用いて住環境整備を図る際、或いは関連する法制度の整備を検討する際に直接的に参考になる知見であり、この点は評価できる。

著者らが注目している所有と利用を明確に分けて扱う方法、更にはその中の不動産信託や定期借地権は、これからの住環境整備や運営にとって効果的な方法の一つであろうが、今後は、他の方法を用いて高齢者の住替えや中心市街地の活性化に成功した事例も研究対象に加え、選択可能な方法とそれらの選択条件の明確化、その中での不動産信託及び定期借地権の優位性等の明確化が期待される。

建築構法学・構法計画学の成立・発展史の研究
—オーラルヒストリーと文献史学による戦後住宅史—

かつて「一般構造」と呼ばれるのが一般的だった建築学の一分野がある。今日では「建築構法」或いは「建築構法計画」と呼ばれることが多い。「一般構造」に代わって「建築構法(計画)」という名称が用いられるようになったのは昭和30年代、東京大学の内田祥哉助教授(当時)とその研究室によってである。この分野名称の変更には、新しい建築の組立て方の出現頻度がかつてなく高まったという時代背景があり、その後建築構法(計画)分野の研究者の多くが、住宅生産の工業化を初めとする時代の要請に応える活動に深く関わることになった。

本研究は、内田を「建築構法(計画)」分野の創始者として位置付け、内田自身及び初期内田研究室大学院生だった井口洋佑氏、上杉啓氏らへの丹念な聞き取り調査と関連する文献調査から、戦後の住宅生産に少なからぬ影響を及ぼしたと考えられる同分野の成立過程と、研究上の関心の変化及び官界・産業界との関わり等を明らかにしている。本論文は、内田を語り手とするオーラルヒストリーの著者による整理の成果という位置付けになり、その軌跡を時代背景とともにすっきりとトレースできる内容になっており有益である。が、研究史料として、内田の語り自体が別の形で公表されることを期待したい。

内田へのインタビューの中に含まれていなかったのかもしれないが、今後、同時代の欧米先進国での研究或いは開発上の関心や実績の影響についての考察を補うことを望みたい。Building Elementという概念が田村恭氏を通じてイギリスからもたらされたことには触れられているが、本論文の中で言及のあったモジュラーコーディネーション、性能論、オープンシステム等についても、先行する取組みが当時の欧米先進国でなされていたことは明らかであり、それらの影響やそれらと比較した際の日本の独自性が、今後の考察対象に含まれることを望みたい。

全体の動きに関しては年表も同時にあれば、より理解しやすかったのではと惜まれる。

No. 0904

主査 森保 洋之

瀬戸内の島嶼集落のサステナビリティ・システムに関する研究

—山口県・祝島集落、広島県・宮島集落等々の集落を対象とした考察—

山口県祝島集落を中心に7ヶ所の島嶼集落の空間構成と相互扶助やイエ関係等の伝統的な仕組み等も含めて、持続性の観点から整理した研究である。

農山漁村の集落が自然との関係において持続性の仕組みを内包していることは、その生業はじめ自然を相手に「順応」的に成り立っていることから、当然のことともされるが、その構造を明らかに明示しようとする試みは評価されるものである。とりわけ島嶼集落のように四方を海に囲まれた立地条件は其中で自律、循環する仕組みを持つことから持続性の面では興味深い対象である。その構造を明らかにするために方法論として持続性の対象・内容、対象地の範囲、伝承・方法という軸を用意して、対象・内容を物、場、人・人や人・集団、順応と設定して分析したものである。惣や講、株内、トウドや祭事等の伝統的な仕組みは民俗学等でも対象としてきた仕組みであり、これらも集落の持続性から考えていることは当然のことであるが、それらを含めて構造的に全体像をとらえようとするには意味がある。そのように記号化、抽象化して構造をとらえようとするアプローチはレヴィ・ストロースの構造人類学をも想起させるが、その解釈による説明力はその成否を分けることとなる。そういう意味では要素の関係や括り方には説明が省かれているので、なぜそれが持続性なのかという点にもっと説明があるとよかった。

No. 0911

主査 奈良岡 聡智

駐日大使館建築の基礎的・実証的研究

—建築史料、外交文書ならびに旧華族への聞き取り調査に基づく検討—

本論文は、各国の駐日大使館の立地、建築様式、及び機能を解明することを目的とし、アメリカ・フランス・ベルギーの3国の大使館を具体的に取り上げ、大使館が両国の外交関係を「象徴」するものとして存在していたことを論じたものである。

大使館建築を単なる機能を満たすひとつの建築として見るのではなく、外交上の重要な役割を持つものとして立地や建築様式に表現された隠された意味を見出そうとする視点は、建築の多面的役割や意味を解明する研究のひとつとして貴重である。

ただ、大使館建築の隠された意味を探るための方法のひとつとして、建築様式の意味を探ることが目的として挙げられているが、本研究で扱っている3国の大使館建築でさえ、何度かの変遷を繰り返しており、現在の大使館建築だけではなく、これまでの幾度かの変遷の過程における建築様式の意味も解明する必要があるのではないか。また、こうした様式の意味を探るには、やはり、設計段階での建築の分析が必要不可欠に思う。その点、本論文では、これまでの建築史的研究の蓄積をあまり反映させてはいないように思われ、残念である。